

○松本市上下水道局建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱

平成30年5月28日

上下水道局告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注する建設工事の請負契約の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）の入札金額が変動型の調査基準価格を下回った場合に調査（以下「変動型低入札価格調査」という。）の上落札者にしないとき等の取扱いについて、松本市上下水道局の契約に関する規程（平成10年上下水道局管理規程第16号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 上下水道局が実施する建設工事変動型低入札価格調査については、松本市建設工事変動型低入札価格調査制度実施要綱（平成28年告示第360号）を準用する。この場合において、本則中「市長」とあるのは「水道事業及び公共下水道事業の管理者」と、「契約管財課長等」とあるのは「総務課長等」と、「契約管財課長」とあるのは「総務課長」と、第1条中「本市」とあるのは「松本市上下水道局」と、第2条中「松本市低入札価格調査制度実施要綱（平成18年告示第145号）」とあるのは「松本市上下水道局低入札価格調査制度実施要綱（平成19年上下水道局告示第9号）」と、第3条中「松本市建設工事一般競争入札実施要綱第3条」とあるのは「松本市上下水道局建設工事一般競争入札実施要綱第2条の規定により準用する松本市建設工事一般競争入札実施要綱第3条」と、「松本市建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱第3条」とあるのは「松本市上下水道局建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱第2条の規定により準用する松本市建設工事事後審査型一般競争入札実施要綱第3条」と、「規則第107条」とあるのは、「規程第6条」と、第4条第4項中「規則第109条」とあるのは「規程第6条」と、第6条中「規則第106条」とあるのは「規程第4条」と、第8条中「規則第2条第1項第1号の規定による者をいう。」とあるのは「松本市上下水道局組織規程（平成10年上下水道局管理規程第1号）に定める局長、次長及び課長をいう。」と、第15条第1項中「松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成9年訓令甲第1号）別表第1第4項」とあるのは、「松本市上下水道局建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程（平成1

0年上下水道局管理規程第20号)第2条の規定により準用する松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成9年訓令甲第1号)別表第1第4項」と、第16条中「松本市入札結果等公表要綱(平成11年告示第95号。以下「公表要綱」という。)」とあるのは「松本市上下水道局入札結果等公表要綱(平成11年上下水道局告示第13号。以下「公表要綱」という。)」と、「公表要綱第3条第1項」とあるのは「公表要綱第2条の規定により準用する松本市入札結果等公表要綱(平成11年告示第95号)第3条第1項」と、別表第2中「規則第130条」とあるのは「規程第34条及び第35条」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。